



株式会社ヒューマンエボリューション

有料職業紹介事業許可番号／40-ユ-300229

返戻金制度について

(介護職・看護職)

◇返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後3勤務以内に雇用契約が終了した場合 紹介料から5万円を引いた金額
- (2) 入社後14日以内に雇用契約が終了した場合 紹介料の50%

※入社後15日以上経過した場合、返金規程は適用しません。

※紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。



株式会社ヒューマンエボリューション

有料職業紹介事業許可番号／40-ユ-300229

返戻金制度について

◇返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 70%
- (2) 入社後1ヶ月超3か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

※紹介予定派遣及び派遣期間6か月以上の派遣社員を直接雇用に切り替える場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。